

## 第13条 賛助会員 附則

第1条（目的） 本規約は、定款第13条に定めた賛助会員の規定に基づき、賛助会員制度の運営等 について必要な事項を定めるものとする。

第2条（資格） 本協会の主旨に賛同し、本協会を賛助するために入会した団体とする。

第3条（議決権） 賛助会員は本協会の総会における議決権を持たない。

第4条（入会） 本協会の賛助会員となるためには、入会申込を申請し理事会の承認を受けなければならない。また、賛助会員は1年単位とし、年度途中にかかわらず4月1日から1年である。

第5条（入会金、会費及び納入）

・入会金2万円

・年会費（フィルムメーカー・フィルム卸売商は6万円、付随する部品商等は3万円）

※会費は、第5条で規定する金額を指定された期日までに、本協会の指定する方法で納入しなければならない。会費納入確認後、会員向けサービスを開始する。また、会員期間の起算日は4月1日とする。

第6条（退会） 賛助会員が退会を希望する場合、退会届を理事長に提出して、任意に退会できる。ただし、既に納入された年会費は返納しない。

第7条（休会）

1) 賛助会員が何らかの会員活動をおこなえない正当な理由がある場合は、理事会の了承を得て休会することができる。

2) 休会中の会費は納入を要しないが、すでに納入された会費は返金しない。

3) 休会者は、理事会の承認を得て、復帰することができる。

4) 休会者は、休会中であっても本賛助会員附則に定める守秘義務・禁止事項を遵守しなければならない、特典利用をすることができない。

第8条（除名） 賛助会員が以下の各項のいずれかに該当すると判断した場合、総会の議決により、これを除名することができる。その場合、納入された年会費は返納しない。また、当該賛助会員から第三者への資格の継承はできない。

1) 本協会会則、本規約に違反した場合

- 2) 第 10 条の禁止事項に掲げる行為を行った場合
- 3) 故意、過失に問わず、本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する 行為を行った場合

第 9 条（守秘義務） 賛助会員は協会の許可を得ずに、会員情報を公開または使用することはできない。また、賛助会員は協会の許可を得ずに、賛助会員として知り得た協会の非公開情報等を会員期間はもとより資格喪失後も公開または使用することはできない。

第 10 条（禁止事項） 賛助会員は以下に掲げる行為をしてはならない。

- 1) 賛助会員情報など本協会へ虚偽の申請を行う行為
- 2) 他の会員、第三者もしくは本協会の財産及びプライバシーを侵害する行為、不利益や損害等を与える行為またはそれらの恐れがある行為
- 3) 本協会の許可なくロゴマーク、印刷物などの転用行為
- 4) その他、本協会理事会が不適切と判断する行為

第 11 条（特典利用） 会員は以下の特典を利用することができる。

- 1) 本協会或いは支部が主催する講習会にて自社製品の PR をおこなう事ができる
- 2) 本協会のホームページのバナーの掲載及びリンク

第 12 条（その他） 本協会の責に帰さない活動において、賛助会員が他の賛助会員や第三者に対して損害を与えた場合、本協会はその損害に対して賠償する責任を負わない。また、会員が本規約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって本協会に損害を与えた場合、本協会は当該会員に対して相当の損害賠償の請求を行う。

（附則）

- 1) 本規約は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2) 令和 5 年 8 月 1 日より【第 6 条休会】について盛り込むものとする